

広島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十七号

#### 広島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

広島県情報公開条例施行規則（平成十三年広島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（特定出資法人）

第十一条 条例第二十三条第一項に規定する規則で定めるものは、県が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人であつて主たる事務所の所在地が県内にあるものとする。ただし、次に掲げる法人を除く。

- 一 条例第二条第一項の県が設立した地方独立行政法人及び地方公社
- 二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める同法第二条第三号に規定する公益法人

#### 附 則

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。